

議案参考資料
令和5年6月定例会

市議第5号	宮津市議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について	区分	条例の制定
-------	-------------------------------	----	-------

<p>【提案の概要】</p> <p>◆提案の趣旨・目的 地方自治法の一部改正により、議会の議員に係る請負に関する規制の明確化及び緩和がなされた。これに伴い、各会計年度における市と議員との間の請負に関して、報告や公表を義務付けることにより、議員の請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的として、本条例を制定するもの。</p> <p>◆提案の概要 本条例は、議員が宮津市に対して請負をする者又はその支配人である場合、当該請負の対価として各会計年度に支払を受けた金銭の総額や請負の概要など一定の事項を議長に報告し、当該報告内容を議長が公表することなどを定めるもの。 〔主な内容〕 第1条 目的 第2条 報告義務規定 ・請負の対象とする役務、物件等、・契約締結日、支払を受けた総額等 第3条 報告の一覧の作成と公表 第4条 報告等の保存及び閲覧等 ・保存期間を5年 ・閲覧又は写しの交付の請求は無料とし、写しの作成等の実費負担</p> <p>◆施行日 公布の日とし、令和5年度の請負から適用。</p>	<p>【政策等の背景・提案までの経過】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年12月16日 地方自治法の一部を改正する法律（令和4年法律第101号）の公布 ・令和5年3月1日 地方自治法施行令の一部を改正する政令公布・施行（議員個人による請負に関する規制の対象から除外される、各会計年度において支払を受ける請負の対価の総額の上限額が、300万円とされた。）
	<p>【市民参加の状況】</p>
	<p>【政策等の効果及び費用】</p>
	<p>■予算措置しているものについては、その額を記載 >>> 千円</p>
	<p>【他の自治体の類似する政策との比較】</p> <p>近隣市町の条例の制定状況 北部5市2町は未制定で検討中</p>